

【アメリカ】2016年北朝鮮制裁強化法

海外立法情報課長 鈴木 滋

* 2016年2月18日、「2016年北朝鮮制裁強化法」が成立した。この法律は、制裁対象となる者、制裁の内容、北朝鮮の人権状況を改善するための措置などを定めている。

1 経緯

2015年2月5日、「2015年北朝鮮制裁実施法（North Korea Sanctions Enforcement Act of 2015）案」（H.R. 757）が、連邦議会（以下「議会」）下院に提出された。同法案は、2016年1月から本格的な審議が行われ、外交委員会への付託からわずか1日で下院を通過した（この間、「2016年北朝鮮制裁実施法」案と改称）。2月からは上院でも審議が始まり、再度の法案改称を経て、最終的には公法第114-122号「2016年北朝鮮制裁及び〔関連〕政策強化法」（North Korea Sanctions and Policy Enhancement Act of 2016）として成立した。北朝鮮は、同年1月6日、4回目となる核実験を実施、2月7日には弾道ミサイルを発射しており、法案の迅速な成立は、北朝鮮に対する米政府及び議会の強い懸念を反映している。

2 法律の概要

この法律は、全29か条から成る。北朝鮮政府のほか、大量破壊兵器開発等、北朝鮮の問題行為に関わっている個人や団体等への制裁や、北朝鮮における人権状況の改善措置などを定めており、下院の法案報告書は、これまでにない包括的な北朝鮮制裁法としている。この法律は、冒頭で法律の目的に係る議会の事実認識や用語の定義などを定め（第1条～3条）、以下、第1部（第101条～105条）、第2部（第201条～211条）、第3部（第301条～304条）、第4部（第401条～406条）に分かれている。概要は以下のとおり。

(1) 北朝鮮の行為をめぐる議会の認識と法律の目的

第2条は、議会が認識する北朝鮮の問題行為として、国連安保理決議に対する累次の違反、核開発計画の推進と核拡散の助長、マネーロンダリングや麻薬密輸など違法行為への関与、韓国への軍事挑発、政治犯収容所の設置、国際テロリズムへの支援などを列挙した上で、法律の目的として、これらの行為に非軍事的手段で対処すること、北朝鮮政府の行動様式を変えていくため外交的な梃子を活用すること、北朝鮮国民が被っている苦難を緩和することを挙げている。

(2) 制裁対象となる者及び制裁対象の指定

第1部「調査、禁止行為及び処罰」は、制裁対象となる者、対象の調査及び指定などを定める。第104条は、以下の行為を意図して犯した者については、大統領が制裁対象に指定しなければならないとしている（第(a)項）。

- ・北朝鮮から又は北朝鮮への大量破壊兵器関連物資及び技術や贅沢品等の輸出入
- ・北朝鮮政府による深刻な人権侵害への関与
- ・北朝鮮政府〔による資金調達〕の支援目的で行う、マネーロンダリングや通貨偽造等

- ・北朝鮮政府に代わって、サイバーセキュリティを害する行為

このほか、第 104 条は、大統領に対し、制裁対象や北朝鮮政府及び朝鮮労働党による米国内資産の取引を封鎖及び禁止する権限（国際緊急事態経済法に基づく）の全面的な行使を求めている（第(c)項）。また、第 102 条は、大統領に対し、制裁対象を指定するにあたり、必要な調査を行うことを義務付けている（第(a)項）。

(3) 制裁措置の内容

第 2 部「北朝鮮による〔大量破壊兵器関連の〕拡散、人権侵害及び違法行為に対する制裁」は、制裁の内容等を定めている。第 203 条は、北朝鮮へのあらゆる商品又は技術の輸出には政府の許可が必要である旨定め、兵器等の輸出を一切禁じている（第(a)項）。また、北朝鮮政府に兵器等を供給した国に対しては、1961 年海外支援法に基づく支援を差し控えることを定めている（第(b)項）。一方、第 204 条は、連邦政府機関が、前述の第 104 条により制裁対象とされた者から物品や役務を購入し、又はそのための契約を結ぶことを禁じている。第 206 条は、制裁対象とされた外国人に対し、国務長官がビザの発給を拒否し、国土安全保障長官が米国への入国を拒否できることを定めている。そのほか、第 205 条は、北朝鮮関連の荷物検査体制が不十分と特定された外国の港湾や空港から米国に輸送される物品について、国土安全保障長官が運輸当局に対し、検査の強化を要請できること（第(b)項）、米国の管轄権に服する船舶や航空機で、制裁対象とされる行為に関わっているものについては押収（seized）、没収（forfeited）ができること（第(c)項）などを定めている。

(4) 北朝鮮における人権状況の改善措置

第 3 部「人権の促進」は、北朝鮮における人権状況を改善するため、国務長官に課される義務等を定める。第 302 条は、国務長官に対し、強制労働など北朝鮮が抱える人権問題について、米国のパートナー国及び同盟国への説明を強化していく方策や、米国政府の立場を表明するための広報政策など、この問題への対処戦略を盛り込んだ報告書を議会に提出するよう定めている（第(a)項、第(c)項）。そのほか、第 303 条は、国務長官が、北朝鮮の政治犯収容所について、収容者の数、食事や労働面等、収容者への処遇などを記載した報告書を議会に提出することを定め、第 304 条は、国務長官が、人権侵害又は検閲に関与する人物を特定した情報や、当該人権問題の実態等を記載した報告書を議会に提出すること（第(a)項）、国務長官が特定したそれらの人物について、大統領が第 104 条に基づく制裁対象と指定すること（第(b)項）などを定めている。

(5) 制裁措置の猶予及び停止

第 4 部「一般的権限」は、北朝鮮政府が通貨偽造の停止や、国連安保理決議の遵守に向けた措置などを行った場合、制裁を 1 年間猶予すること（第 401 条）、大量破壊兵器開発計画の完全かつ検証可能な形での廃棄や政治犯の解放などを行った場合は、制裁を停止すること（第 402 条）を定めている。

参考文献（インターネット情報は 2016 年 4 月 18 日現在である。[] は筆者による補足。）

- ・ House Report 114-392, Pt.1, January 11, 2016. <<https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/CRPT-114hrpt392/pdf/CRPT-114hrpt392-pt1.pdf>>